

○神戸市建築計画概要書等閲覧規則

昭和46年2月23日

規則第118号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下単に「書類」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 書類の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、建築住宅局建築指導部内に置く。

(閲覧時間等)

第3条 閲覧所における書類の閲覧時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 閲覧所の休日は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項に規定する本市の休日とする。

3 市長は、書類を整理するときその他必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができる。

4 前項の規定により閲覧時間を変更し、又は休日を設けた場合は、市長は、あらかじめ、閲覧所に掲示することその他の方法により、その旨を明示するものとする。

(書類の閲覧の手続)

第4条 書類を閲覧しようとする者は、別に定める様式による申請書を市長に提出しなければならない。

(閲覧料)

第5条 書類の閲覧は、無料とする。

(閲覧所以外の閲覧禁止)

第6条 書類は、閲覧所以外の場所で閲覧してはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第7条 市長は、書類を閲覧している者又は閲覧しようとする者について、次の

各号のいずれかに該当すると認めるときは、書類の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 書類を汚損し、若しくは破損したとき、又はこれらの行為を行うおそれがあるとき。

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき。

(3) 対象となる建築物又は工作物を特定しないで、書類を閲覧しているとき、又は閲覧しようとしているとき。

(4) この規則に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

(施行細目の委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月29日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年6月21日から適用する。

附 則（昭和52年4月12日規則第34号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年11月20日規則第50号）

この規則は、平成4年11月21日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第73号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第21号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第72号）抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第66号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月24日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。